

令和5年御嵩町教育委員会 第1回 定例会会議録

出席者	委員 山口 健	その他の出席者	
	委員 中瓦智子	教育参事兼学校教育課長	筒井幹次
	委員 田中妙子	生涯学習課長	日比野克彦
	教育長 奥村恒也	学校教育係長	玉川勇氣
(欠席)	委員 細野政成		

【開会】	
教育長	ただいまから、令和5年第1回教育委員会定例会を開催します。よろしく願いいたします。
【開会宣告】	
教育長	日程第1 会期の決定について 会議時間は本日令和5年1月11日水曜日の1日とし、ただいまの時刻11時30分からといたします。よろしく願いいたします。
【前回会議録の承認】	
教育長	日程第2 前回会議録の承認について お手元に前回令和4年御嵩町教育委員会第12回定例会の会議録を配布しております。こちらにつきまして、内容のご承認をいただけますでしょうか。 (各委員うなずき等により承認の意思を示す) ありがとうございます。では、全会一致で令和4年御嵩町教育委員会第12回会議録は承認されました。
【議案の審議及び採決】	
教育長	日程第3 議案の審議及び採決について 本日は議案が3件あります。 まず、議案第1号 御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、

	事務局から説明をお願いします。
学校教育係 長	<p>はい。それでは説明をさせていただきます。</p> <p>お手元、議案書と議案資料をそれぞれお配りしておりますが、議案書は1ページ、議案資料の方も1ページです。主に議案資料の方を中心に説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号は、学校運営協議会について規定している御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する規則について一部改正を行うというところでございます。</p> <p>改正の内容については、議案資料の1ページ、改正の目的の部分をご覧ください。これまで、学校運営協議会を置く際は、学校長が指定申請を行い、教育委員会が3年間の指定をする、という方法でした。3年が経過した際は再度申請し、継続して指定するという方法をとっていました。一番古いものと、上之郷小学校が平成27年度より学校運営協議会を置いており、これまで2回ほど、この手続きを踏んできたということになります。その後、各学校でも学校運営協議会を設置し、令和2年度に共和中学校で設置をしたことで、現在は町内の全学校が指定を受けており、継続的に学校運営協議会を置くという予定です。また、学校運営協議会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により努力義務化されていることから、申請が必要な点と3年間の指定期間があること等について見直しが必要であると判断し、その点を改正するというものです。</p> <p>議案資料の2ページから5ページまでが、この改正をどのように行うか、新旧対照表で示したものです。2ページの第3条の部分が、指定申請及び指定期間の見直しを行っているものです。その他の部分については、細かい文言の修正等を行っています。数の多いものでは、現在の規則では学校運営協議会を置く学校を指定学校と表記していますが、改正後は指定を行わないため、対象学校と改めることとしています。</p> <p>以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p><質疑なし></p> <p>それではこれより採決を行います。議案第1号 御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p><挙手全員></p> <p>挙手全員のため、議案第1号は承認されました。</p> <p>引き続き、議案第2号 御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する要綱を廃止する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>学校教育係 長</p>	<p>引き続き説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元、議案書は3ページ、議案資料は6ページでございます。こちらも学校運営協議会に関する内容となりますが、先ほどの議案第1号が規則を一部改正するのに対して、こちらは要綱を廃止するものです。まず、廃止というと学校運営協議会を置くのをやめるという風に聞こえるかもしれませんが、決してそういった内容の廃止ではありません。では、どのような規定を廃止するかと申しますと、議案資料の6ページ、廃止の目的の部分をご覧ください。</p> <p>この要綱は、主に先ほどの規則において指定申請等の様式を定めており、先ほどの補足するような形で制定したものです。指定申請をするときにはこの様式を使用してくださいと定めているものに対し、指定が不要になったのでこの様式も定める必要がなくなるということになります。</p> <p>なお、その他の様式として、学校が学校運営協議会委員を推薦する際に提出する推薦書などがありますが、これは必ずしもこの様式を定めなくても任意の様式で運用できると判断し、本要綱の果たす役割が大きく低下することから、本要綱を廃止していくというものです。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p><質疑なし></p> <p>それではこれより採決を行います。議案第2号 御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する要綱を廃止する訓令の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><挙手全員></p>

	<p>挙手全員のため、議案第2号 御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する要綱を廃止する訓令の制定については承認されました。</p> <p>引き続き、議案第3号 御嵩町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>学校教育係長</p>	<p>それでは説明をさせていただきます。</p> <p>お手元、議案書は4ページ、議案資料は7ページになります。議案資料の方で説明をさせていただきます。</p> <p>就学援助は経済的な理由で就学が困難であって、一定の要件を満たす家庭において、保護者に対し、学校給食費や学用品費、校外活動費などを援助しているという事業です。今回の制度の改正は、主に申請の簡易化に重きを置いたものになります。</p> <p>一番大きな改正の内容としては、議案資料の11ページをご覧ください。別記様式第1号、就学援助費認定及び交付申請書の内容を変更するものです。横にして左側が改正案、右側が現行のものになります。現行では、下に民生委員さんの意見欄を設け、申請に当たって面談を行っていますが、これを廃止し、申請者が教育委員会に直接申請する形に変えていきたいと考えています。</p> <p>ここに至るまでに様々な検討をしておりましたが、ここに至った理由としては、いろいろな事例から総合的に判断しております。例えば、民生委員さんが援助の必要はないと意見しても教育委員会が定める要件を満たすことがあり、民生委員さんの意見から援助を認定しないという判断ができず認定をすることもあり、意見の意味がないと指摘をいただいたこと、また、学校としても制度を理解していただき、就学援助を申請してみても案内をすることがありますが、民生委員さんのところに連絡するところでハードルが上がってしまい、援助に至らなかったり認定が遅れたりしたことがあったこと、コロナ禍に伴い対面することに関してハードルが上がっていること、外国の方の申請時に日本語がわからず民生委員さんとの面談に苦慮したこと等を踏まえ、教育委員会への直接申請としたいと考えております。</p> <p>なお、この制度について、他市町村の状況は県内でも多くの市が民生委員さんの意見欄を廃止しており、町村では残っているところもありますが、廃止に向かっているところも多いです。また、これについて、民生委員さんには変更していく旨と、面談は行わなくても必要な情報交換は継続させていただく旨を説明させていただきました。</p> <p>また、就学援助費の支給に関しても一部改正があります。議案資料</p>

	<p>12 ページ、申請書の裏面に新しく振込口座情報を記載する欄を設けております。現行では就学援助費は学校に振り込み、そこから保護者さんに支給するという制度になっています。これは、学校が徴収する学年費等に未納があった際に保護者の同意を得て未納のお金に充てるためでしたが、すべての方の援助費を学校に振り込むと学校側の手続が膨大になることから、原則として教育委員会が保護者に直接振り込む形にさせていただきたいと思えます。</p> <p>これに伴い、議案資料の 9 ページの一番下、第 3 項として、未納分に充てる際に、例外的に学校に振り込むことができるように規定を追加するとともに、11 ページの申請書の承諾事項で未納分に充てることに承諾していただくこととしました。今までは別途同意書をとる形で、学校側の負担軽減を目指すものです。</p> <p>その他、各種様式の押印欄の廃止等をおこなっています。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p><質疑なし></p> <p>それではこれより採決を行います。議案第 3 号 御嵩町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令の制定の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><挙手全員></p> <p>挙手全員のため、議案第 3 号 御嵩町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令の制定については承認されました。</p> <p>以上で議事日程は終了となります。ありがとうございました。</p>
<p>【教育長の報告】</p>	
<p>教育長</p>	<p>日程第 4 教育長の報告</p> <p>先ほど校長会において報告をさせていただきましたのに加え、伏見小学校大規模改造に関しての動きについてお伝えをさせていただきます。</p> <p>第 12 回定例会で皆さんに確認していただいた意見書ですが、11 月 29 日に私と参事、2 名で町長に提出をさせていただきました。また、12 月 27 日には、伏見小学校の P T A の本部役員さん、昨年度の P T A 会長さん、学校長、奥村議員が町長と伏見小学校大規模改造につい</p>

	<p>での面談をされ、私も同席させていただきました。</p> <p>町長としては、それぞれの思いはしっかりと受け止めさせていただくと、すべてを一気にスタートさせることは今の段階では難しいが、トイレの改修等、できるところからスタートするように準備を進めていきたいということについてはその場で話をされました。</p> <p>また、今後教育委員会の方も、どこからどのように、どのタイミングで進めていくのかということ、財政とも協議をしながら、できるところから進めていくということを検討していくという段階に今あります。</p> <p>以上のように、大規模改造に関する動きがこの1か月の間にありましたこと、ご報告をさせていただきます。</p> <p>この点について何かよろしいでしょうか。</p>
山口委員	<p>できるところからというのは、具体的にどういう解釈と捉えておけば良いでしょうか。</p>
教育長	<p>ひとつは安全管理という面で、天井の雨漏り、壁面の剥がれ、落下防止等を優先的に進め、子どもたちの安全を確保していきたいということ、それから、環境面で、トイレの改修について、可能などころから可能な範囲で進めていくということでご理解をいただければということです。</p>
中瓦委員	<p>予算としても通ったということですか。</p>
教育参事兼 学校教育課 長	<p>新年度予算はこれから審議の段階ですので決まっておりませんが、町長の指示による優先的な部分の予算は要求させていただきました。</p>
中瓦委員	<p>今年度の補正ではなく新年度に取り組むということで合意をされたということですか。</p>
教育参事兼 学校教育課 長	<p>新年度です。合意というか、こちらから要求をしている段階ということですか。</p>
田中委員	<p>最初の大規模改修の中に今のことも入っていたかと思いますが、できるものから行っていくことで、いっぺんに行うより質が下がるとか、そういうことはないですね。</p>

教育参事兼 学校教育課 長	例えばトイレで言いますと、各小中学校で洋式化を進めてきて、ただいっぺんにできないということで便器だけでも洋式化していくという方向で進めてきましたが、伏見小学校の場合は大規模改造の設計の中からトイレ改造の部分を引っ張り出して行う形ですので、便器を変えるだけではなく、ブースも変えてしまいますし、当然便器も変えていくということです。
田中委員	ということは、1年で済むはずだったものが3年になるとか4年になるとか、そういうイメージで良いですか。
教育参事兼 学校教育課 長	例えばトイレは、仮設校舎を建ててそちらに移動してしまえば全部いっぺんにできますが、トイレをすべてなくしていっぺんに工事をすることはできないというのがひとつと、どうしても音が出る工事が多いので、授業に影響しないように行っていくにはやはり複数年に分けていくことになります。学校のトイレは1、2、3階と縦に並んでいて、その一列はまとめて行わないと、配管の工事ができないということもあります。 複数年にはなりますが、何年かに分けて実施していくということです。
教育長	その過程の中で、大規模改造全体に対するゴーサインがあれば、一気に仮設校舎を建てて進めていくことになります。途中から可能になってくるということもあります。
田中委員	もうひとつ良いですか。 最後の出来上がりのイメージが当然あるかと思いますが、そのイメージは変わらないということですね。できることから始めるというのはそういう受け止め方で良いと。
教育長	はい。
教育参事兼 学校教育課 長	町長も、庁舎等がうまく進めば、伏見小大規模改造は同時にスタートすると言っているのですが、今はスタートできないから、部分的なところ、トイレ等不具合のあるところから、大規模改造の設計の中から一部を取り出してやっていくということです。
山口委員	今言われた、庁舎との関連で整合性がとれないというのが要望書の中身であったはずですが、そこはどのようなことを言われていました

	か。
中瓦委員	変わっていないということですよね。
教育参事兼 学校教育課 長	教育委員会としての意見書についてはこの間出させていただいた、その内容については理解をしていただいたということだと思いますけど、そこからの舵の切り方としては、今お話しした内容です。
田中委員	100パーセント飲んではないけど、10パーセントくらいは譲歩したということですよ。大規模改造について最初からやると言っているのだからもちろんやると思うんですけど、この間は、手をつけないというようなことを言っていたのが、要望書を出したことで、取り掛かれるところはとりかかっていくということになった、ということを受け止めれば良いんですよ。
教育長	なかなかこれまで言ってきた方針を十分に変わるといったところまでは至ってはいないということではあります。
山口委員	話を聴いていると、一番酷いのはトイレと雨漏りと聞くので、まずはその応急処置としてでも行っていただくのが良いと思います。
教育長	雨漏りも伏見小に限らずなので、町全体の学校の状況を見ながら、できるだけ対応を進めていけるようにしたいと思っています。
山口委員	伏見小は雨漏りがポタポタ落ちるらしいですね。
教育長	他にもそういうところがあります。
教育参事兼 学校教育課 長	自分が去年ここに来てからで言うとそういうところもあって、応急処置的に補修をしているところがあります。でも、雨漏りは全体で直さないと結局たちごっこになってしまうんですよ。それを今後進めていくためにも、いろいろなものが動き出して、伏見小が動いていって、他のところの屋根も直していきましょうということで進めていけない状況ではあって、実際に雨だれがあるような箇所もありました。応急処置をしたので今はないと思っていますが、また出てくる可能性はあります。

田中委員	鉄筋コンクリートの建物は、雨漏りは、こっちが落ちてきてこっちを止めたらあっちから落ちてくるという状況があるのはだいたいは承知していますけど、できれば。
教育長	早くやりたいですね。 はい。よろしくお願いします。
【その他】	
教育長	日程第5 その他 諸般の報告です。 委員の皆さま方からの諸般の報告はよろしいでしょうか。
田中委員	二十歳の集いの話が会議前に出ましたが、ああいう風に式典を二十歳で行うということは私自身賛成なんですけど、18歳で成人になるということについて子どもたちの自覚は必要だということをよく考えるようになって、式典という形ではなくて、成人の誓いみたいな、何かひとつ区切りをつけて、18歳で成人になるんだということをわかってもらう機会が必要ではないかというのを思いました。 選挙権のことや、トラブルに巻き込まれること等、成人としての権利とともに責任もあるので、特に責任の部分について、わからないこと、難しいことがたくさんあるので、難しいことは必要ないので、成人ということでひとつ区切りを設けるというのには必要なんだなというのを思いました。
教育長	また、アイデア等ありましたらいただきつつ、また我々も検討していきたいと思います。 ほかによろしいでしょうか。 <報告なし> 各課からの報告事項 学校教育課からお願いいたします。
教育参事兼 学校教育課 長	はい。それでは簡単に、コロナの状況についてです。先ほど校長会で各学校から報告がありましたが、12月の状況について報告させていただきます。 12月の感染者、児童生徒108名、教職員15名、合わせて123名ということです。特に伏見小学校では1か月に55人という感染者が出て、3クラスが学級閉鎖になったという状況です。

	以上です。
教育長	学校教育課からはその他、よろしいでしょうか。では、生涯学習課から何かありましたらお願いいたします。
生涯学習課長	とくにありません。
教育長	あとはよろしいですね。
【閉会宣告】	
教育長	では、次回の連絡をお願いします。
学校教育係長	次回は2月1日水曜日の小中校長会終了後に行います。高校合同の校長会を予定しておりますが、通常通り10時から校長会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。
教育長	この日は高校の校長先生方も来ていただいて、交流をさせていただいて、校長会、定例教育委員会となりますので、少しいつもよりお昼をまたぐ時間帯になるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。 ただいまをもちまして、令和5年御嵩町教育委員会第1回定例会を閉会します。また、今年1年もどうぞよろしくお願いいたします。

午後0時6分 閉会